

宅地建物取引と人権

誰もが暮らしやすいユニバーサル社会へ

鳥取県では、平成8年7月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、差別と偏見のない人権尊重の社会づくりの取り組みを進めています。

不動産取引や賃貸住宅の入居などにおいて、障がいや高齢などを理由に入居を断ったり、同和地区かどうかの問い合わせを行ったりすることは、差別あるいは差別を助長する行為として許されないことです。

宅地建物取引業にたずさわる業者の皆さんは、業務の適正な運営と公正な取引の確保はもちろん、国民の住生活の向上等に寄与する重要な社会的責務を担っています。

宅地建物取引上の人権問題を解決するため、業者の皆さんはもちろん、県民一人ひとりが予断や偏見をなくし、人権について正しい知識と認識を持ちましょう。



鳥取県

宅地建物取引における人権問題

入居差別

賃貸住宅などへの入居の際、障がいがあることや、高齢であること、また外国人であること、ひとり親家庭であることなどを理由に入居を断ることは、日本国憲法の定める「基本的人権」の侵害にあたり、許されないことです。

土地差別

平成19年以降、大都市のマンション建設に当たって建設業者から建設候補地の地域評価などの調査委託を受けた調査会社に対して、周辺の宅地建物取引業者が同和地区のエリアなどの情報を提供していたことが発覚しました。

さらに調査会社が、建設業者への報告書の中で同和地区等を「不人気地域」「敬遠されるエリア」などの差別的な記載をしていたことが明らかになりました。

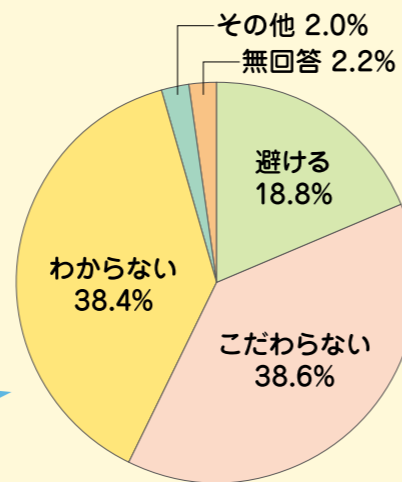
鳥取県内においては、市役所、町村役場などへの「〇〇地区が同和地区かどうか」を問い合わせた事案が報告されています。



鳥取県人権意識調査の結果から

平成22年度に実施した鳥取県人権意識調査では、同和地区の物件に対する忌避意識(避けようとする意識)について、18.8%が「(同和地区にある物件を)避ける」と回答した一方で、逆に、「こだわらない」と回答した人は、全体の38.6%にとどまっており、県民の同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえます。

あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件を避けることがありますか？



差別の解決に向けて私たちができること

宅地建物取引における差別の解消に向けて、私たちはどのように対応したらよいのでしょうか。



こんなとき、どうする？

家主さんから



過去にトラブルがあったので、障がい者や高齢者、外国人、ひとり親家庭などへの入居は断りたいのですが…？



そのような理由で入居を断ることは差別です。また、過去のトラブルや伝聞など、先入観で入居を断るのは問題です。予断や偏見に基づく差別がいかにかに人の心を傷つけるか、よく考えてみてください。

住民・顧客から



この地区は同和地区ですか。この校区内に同和地区がありますか。



同和地区かどうかを調査したり、同和地区(または校区)なら購入しない、入居しないというのは明らかに差別です。同和地区かどうかを気にするのは、差別意識の表れではないでしょうか。また、宅地建物取引業法上においても、お答えする必要はありません。

賃貸住宅の申し込み

本籍、国籍の記入について

本籍や国籍は入居とは関係のない情報です。また、外国籍の方には本籍地がありません。

本籍地や国籍の記入を求めることは、部落差別や本籍地のない外国籍の方を排除してしまうことにつながります。

住所の確認について

賃貸住宅の入居申し込みの際に、住民票の提出を必要としている例が見受けられますが、外国籍の方に住民票はありません。「住所を確認できる書類」(例:運転免許証、外国人登録原票記載事項証明書など)に改めましょう。

※総務省によれば、平成24年7月頃からは、短期滞在者などを除き、外国人住民の方にも住民票が作成される予定です。

業界団体の取り組みについて

(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部では、業務の適正な運営と取引の公正確保に向けて、関係法令等を遵守するとともに、人権問題解決の観点に立ち、法令等の定めのない事項についても自主的に取り組むことを定めた自主行動基準の策定に向けた取り組みを進めています。

人権研修受講済証

常に人権尊重の視点に立ち、業務の適正な運営と取引の公正確保に取り組む宅地建物取引業者には、「人権研修受講済証」のステッカーを交付します。※ステッカーの色は、発行年度によって変わります。

このステッカーが目印です!!



「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針 (アクションプログラム)」の策定について

鳥取県では、宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取り組みを進めるため、県及び市町村、宅地建物取引業者等が行うべき道筋を示した、施策推進の基本となる「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」を平成23年6月に策定しました。

県の責務

- 関係機関、業界団体と連携・協力しながら、
- 業界等への啓発の推進
 - 県民への理解と協力、啓発の推進
 - 実態の把握と差別事象への対応

市町村の責務

市町村の機関で、宅地建物取引上の差別事象が発生したときは、県へ報告

宅地建物取引業者の責務

- 人権意識の高揚に努め、差別及び差別につながる行為をしない
- 差別事象発生時の団体及び県への報告

業界団体の責務

- 研修、啓発の取組み
- 差別事象への対応
- 人権への配慮等に関する自主行動基準の策定に努め、適正に運用

詳しくは県人権局人権・同和対策課にお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=171033>

「鳥取県あんしん賃貸支援事業」について

鳥取県では、平成21年度から、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯など様々な不安から入居を敬遠されやすい世帯を対象に「あんしん賃貸支援事業」を行っています。

あんしん賃貸支援事業では、宅地建物取引業者、行政、福祉関係者が協力して、「借りたい人」と「貸したい人」の不安や不便を解消して民間賃貸住宅へ安心して入居、居住できるようサポートしています。協力いただく不動産店を「協力店」として登録しています。

詳しくは県住宅政策課にお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17683>

このパンフレットの内容に関するお問い合わせは

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課

電話 0857-26-7073

ファクシミリ 0857-26-8138

E-mail jinken@pref.tottori.jp

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

電話 0857-26-7399

ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail juutakuseisaku@pref.tottori.jp



〒680-8570 鳥取市東町1丁目220